

国民健康保険証の切り替えのお知らせ

問い合わせ先 保健福祉課 保険チーム TEL22-3041 住民生活課 民生チーム TEL25-2511

70歳から74歳の高齢受給者の方が対象です！ ～ 3月下旬に郵送いたします ～

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証に「1割」の表記のある方は有効期限が平成23年3月31日までとなっています。新しい保険証を、3月下旬に特定記録郵便で世帯主の方に郵送いたします。

※ 3割負担の方（現役並み所得者）は変更がありませんので現在持っている保険証をそのままお使いください。（毎年8月更新時に負担割合の再判定をおこないます。）

※ 後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

● 新しい保険証

お手元に届きましたら記載内容を十分お確かめのうえ、本紙からはがして使用してください。4月以降は新しい保険証をお使いください。

● 古い保険証

有効期限が過ぎたら、お手数ですが役場保健福祉課保険チームもしくは住民生活課民生チームへご持参いただくか、郵送にてお返しください。

■ 70歳～74歳の方の窓口負担の見直しについて

制度改正により平成23年4月から、70歳～74歳のうち現役並み所得者以外は、医療機関で治療を受けた時などにお支払いいただく窓口負担が2割に引き上げられる予定でしたが、引き続き平成24年3月までの1年間は1割負担に据え置かれることになりましたので、新しい保険証（有効期限平成23年7月31日）を交付いたします。

■ 進学・就職される学生さんへ

就学のため、家族と離れて生活される場合は「学生保険証」の申請を忘れないでください。（国民健康保険証・印鑑・在学証明書が必要です。）

就職される方で社会保険に加入されたら、国民健康保険の喪失手続きをしてください。手続きがないと社会保険料と国民健康保険税を二重に支払うことになります。（国民健康保険証・印鑑・社会保険証が必要です。）



なには兎もあれ **脱** メタボ

（健診からはじめる健康づくり）③

国保加入者および75歳以上の方へ

- 20歳から受診できるようになりました。（昨年までは40歳から）
- 検診車による肺がんCT検診を集団健診と同時に実施します。
（肺がんCT検診の詳細については、2月号広報に掲載）
- 2月下旬に集団健診および人間ドックの申込み案内をしています。
（申込期限：3月31日 木曜日まで）



【ご自身の健康状態を把握するために

特定（長寿）健診を受けましょう】

【問い合わせ窓口】 保健福祉課保険チーム TEL22-3041
住民生活課民生チーム TEL25-2511